



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 日本「価値創造力1位」 OECD報告

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 教育資金の一括贈与の非課税措置

NEWS1. 日本「価値創造力1位」 OECD報告

経済協力開発機構(OECD)は、世界貿易機関(WTO)と共同で、最終製品の付加価値がどこで創造されたかを把握できる新しい貿易統計に関する報告書を公表しました。日本は国内で消費する製品やサービスの付加価値のうち、88%を国内で創造していることが判明。加盟国等40カ国で1位になりました。

残りの12%は、国外から輸入される資源や中間財などで、OECDは「日本は価値を生み出す能力が高い」と分析しています。

付加価値貿易統計は、モノづくりの国際分業が進んでいる現状に沿ったかたちで通商関係の全体像を把握できるのが特徴です。

たとえば、アップル社のiPhoneは、中国本土で組み立てられています。中国では多数の海外メーカーの部品を輸入して組み立てています。

中国から米国へは1台187ドルで輸出されているとして付加価値を分解すると、ドイツ16ドル、韓国80ドル、米国22ドル、その他47ドル(ほとんどが日本)。ということは、iPhoneに関する中国の対米輸出額は187ドルではなくて、部品代を差し引いた22ドルと見るべきだとして計算します。

付加価値貿易の考えに基づき、世界の輸出に占める割合を見ると、日本は5.1%となり、従来統計の4.5%から0.6ポイント上昇する一方、中国は従来統計では9.4%ですが、付加価値貿易では、8.3%に低下します。

日本は独自の価値を加えて輸出するのが得意なことが見えてきます。

NEWS2. (書籍の紹介)

僕がアップルで学んだこと

環境を整えれば人が変わる、組織が変わる 著者：松井博

(内容紹介)

「スティーブ・ジョブズがアップルに戻ってきて行った仕事。それは、働く環境を徹底的に変えたことです」(本文より)

一時はその存続が危ぶまれたアップルという会社が、回復に向けてどのような環境を構築し、人材を集め、優れた製品やサービスを生み出すに至ったのか。本書は、その一部始終を経験した元・米国本社シニアマネージャーが語る指南書です。

スティーブ・ジョブズの着眼点と彼が用いた手法、そしてそこから著者が学んだノウハウには、これからの社会を生きていくうえでのヒントが数多く含まれています。

「環境で、人は変わる」「そして、人は、自分で環境を(ある程度)変えることができる」



情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

平成25年4月から「教育資金の一括贈与の非課税措置」が導入され、子供や孫のために、教育資金を贈与することができますと聞きましたが、どのような措置ですか？

Answer

高齢者層の保有する豊富な金融資産の若年世代への移転を促し、子どもの教育資金の早期確保を図るため、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫毎に1,500万円までを非課税(※学校等以外の者に支払われる金額は500万円を限度)とする措置です。

具体的には、贈与された資金を、金融機関において子・孫(受贈者)名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し、保存します。口座等は、子や孫が30歳に達する日に終了します。



【解説】

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人が、教育資金に充てるため、

- ①その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権を取得した場合
- ②その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合
- ③教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で証券会社の営業所等において有価証券を購入した場合

には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入されません。

教育資金管理契約

この非課税制度の適用を受けるためには、金融機関等と教育資金管理契約を締結し、教育資金口座の開設する必要があります。また口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日までに、教育資金非課税申告書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、教育資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。

実際に教育資金の支払を行う場合には、その支払に充てた金銭に係る領収書などその支払の事実を証する書類等を、提出期限までに教育資金口座の開設等をした金融機関等の営業所等に提出する必要があります。

教育資金の範囲

学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象であり、例えば、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費、入学検定料、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金、PTA会費、学級会費・生徒会費、学校の寮費などが挙げられます(学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合も含まれます)。

贈与者の範囲

直系尊属から贈与に限定されます。直系尊属とは、受贈者の父母、祖父母及び曾祖父母をいいます。したがって、民法第727条に規定する養子縁組による親族関係がある場合を除き、受贈者の配偶者の直系尊属は含まれません。

根拠条文等

租税特別措置法 第70条の2の2第1項、2項、3項、7項

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850